

個情第266号  
令和4年3月3日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 人見 剛 殿

個人情報保護委員会  
委員長 丹野 美絵子  
( 公 印 省 略 )

令和3年個人情報保護法改正に伴う条例の整備について（回答）

令和4年2月9日付文書「令和3年個人情報保護法改正に伴う条例の整備について（照会）」により照会のあった件について、別紙のとおり回答する。

以上

(1) 要配慮個人情報取扱制限について

- 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に委任規定が置かれていないものについては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の法（以下「令和3年改正法」という。）の下で条例に独自の規定を置くことは許容されない。
- 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項であるか否かは、令和3年改正法の趣旨を踏まえ、個人情報の取扱いについて法の規律を超える制限を課すなど法の規律に抵触、競合するものであるか等に着目して判断する必要がある。
- 神奈川県個人情報保護条例第6条については、同条ただし書きに規定されている場合を除き、実施機関による同条各号に規定する事項を含む個人情報の取扱いを禁止するものであるところ、これは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項に当たる。一方で、法はこのような規律を定めることについての委任規定を置いていない。
- このため、神奈川県個人情報保護条例第6条と同様の規定を、条例で定めることは、令和3年改正法の趣旨に反し、許容されない。
- なお、法は、要配慮個人情報の取扱いについて特別の規定を設けていないが、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし（法第61条第1項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている（同条第2項）ほか、法第63条（不適正な利用の禁止）、第64条（適正な取得）等の定めを置いている。
- また、行政機関の長等の安全管理措置義務（法第66条）に関し、求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、保有個人情報の取扱い状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであり、こうした検討のなかで、要配慮個人情報が保有個人情報に含まれることを勘案して、行政機関内部における安全管理体制を構築することは想定される。
- これらの法の規定に従った適正な執行を確保していくことにより、神奈川県個人情報保護条例第6条と同様な規定が無くとも、十分な本人の権利利益の保護が確保されるものとする。

## (2) 本人収集原則について

- (1) の回答でお示ししたとおり、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、令和3年改正法の下で条例に独自の規定を置くことは許容されない。
- 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項であるか否かは、令和3年改正法の趣旨を踏まえ、個人情報の取扱いについて法の規律を超える制限を課すなど法の規律に抵触、競合するものであるか等に着目して判断する必要がある。
- 神奈川県個人情報保護条例第8条については、同条各号に該当する場合を除き、実施機関による本人以外からの個人情報の収集を禁止するものであるところ、これは、本人以外からの個人情報の取得を禁止していない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項に当たる。一方で、法はこのような規律を定めることについての委任規定を置いていない。
- このため、神奈川県個人情報保護条例第8条と同様の規定を、条例で定めることは、令和3年改正法の趣旨に反し、許容されない。
- なお、法は、個人情報全般について、その保有は法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし(法第61条第1項)、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている(同条第2項)ほか、法第63条(不適正な利用の禁止)、第64条(適正な取得)等の定めを置いている。
- これらの法の規定に従った適正な執行を確保していくことにより、神奈川県個人情報保護条例第8条と同様な規定が無くとも、十分な本人の権利利益の保護が確保されるものとする。

## (3) 電磁的方法による提供について

- (1) 及び(2) の回答でお示ししたとおり、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、令和3年改正法の下で条例に独自の規定を置くことは許容されない。
- 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項であるか否かは、令和3年改正法の趣旨を踏まえ、個人情報の取扱いについて法の規律を超える制限を課すなど法の規律に抵触、競合するものであるか等に着目して判断する必要がある。
- 神奈川県個人情報保護条例第10条については、同条各号のいずれにも該当する場合に限り、電磁的方法による保有個人情報の提供を認めるものであるところ、これは、電磁的方法による保有個人情報の提供について特別の制限

を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項に当たる。一方で、法はこのような規律を定めることについての委任規定を置いていない。

- このため、神奈川県個人情報保護条例第 10 条と同様の規定を、条例で定めることは、令和 3 年改正法の趣旨に反し、許容されない。
- なお、法は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用することを禁止している（法第 63 条）ほか、法第 66 条（安全管理措置）、第 69 条（利用及び提供の制限）、第 70 条（提供を受ける者に対する措置要求）等の定めを置いている。
- これらの法の規定に従った適正な執行を確保していくことにより、神奈川県個人情報保護条例第 10 条と同様な規定が無くとも、十分な本人の権利利益の保護が確保されるものとする。

以上